

② 風景づくりプランをつくろう

活動をはじめ、深めるためのお助けアイテム「風景づくりプラン」

推薦した風景について「風景づくりプラン」をまとめます。「風景づくりプラン」はその風景に対する理解や、風景づくりの考え方を深め、共感する「仲間づくり」や、地域や所有者の方との「関係づくり」など、風景づくり活動の一步になります。

また、すでに活動を行っている人（団体）には「風景づくり」の視点でこれまでの取り組みを振り返るとともに、これから取り組みたいことをまとめる上で役に立ちます。

① 風景にすてきなネーミングを！

親しみがもてて、風景を想像させてくれるような地域風景資産の名称をつけます。

② 風景の所有者の了解をとろう

地域風景資産の所有者に、風景への想いや活動の内容、選定後の情報公開について了解を得ます。

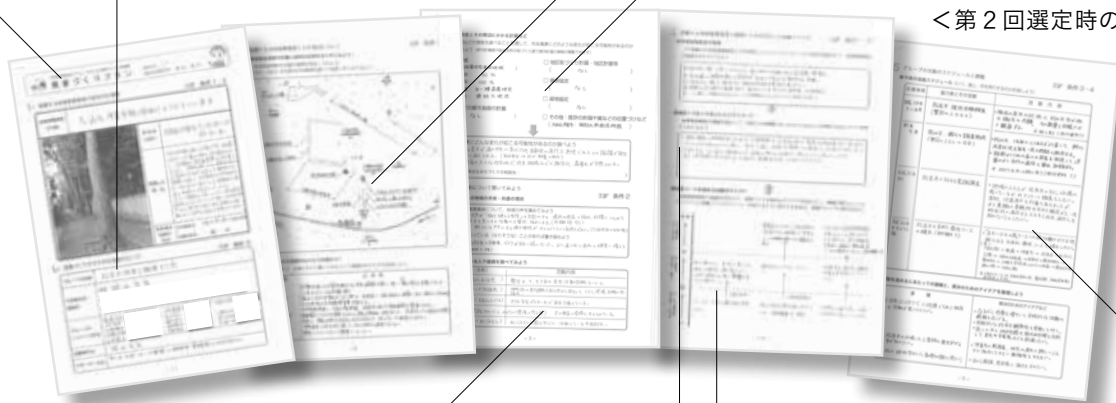
③ さまざまな視点で風景を捉えよう

建物・みどり・暮らし・生き物…さまざまな視点で風景の特徴をまとめます。歴史を知ること欠かせません。

④ 風景にかかわる計画などを調べよう

風景に関係するまちの計画やルールは、風景の変化を予想する手がかりにもなります。

<第2回選定時のイメージ>



⑤ 地域の組織を把握しよう

地域の組織とその活動内容を調べます。地域の方にヒアリングできれば、つながりづくりにもなります。

⑦ 活動を進める仲間をつくろう

風景の魅力に共感する仲間を見つけ出し、じっくり地域の理解を得ながら活動を進めることが大切です。

⑥ 風景の価値と将来像を表現してみよう

風景の価値と「こうなったらいいな」という将来のイメージを言葉や絵で表現します。

⑧ 活動のアイデアと進め方を考えよう

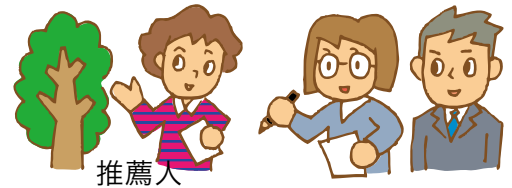
将来像を実現するための風景づくりを進める活動アイデアを書き出します。今すぐできること、じっくり取り組むこと、だれかと協力して取り組むことなどを整理します。

③ 選定に向けて ～風景づくりプランを伝えよう～

世田谷らしい風景を、地域で育てていくための「選定の条件」

世田谷らしい風景を地域で育てていくきっかけとなるように、選定にあたっては、つぎの4つの条件を設けています。

風景づくりプランを作成する上で事前に確認しながらすすみましょう。



選定の条件

主な考え方

1. 風景としての 資産の価値があること

- ・大切にしたい風景の中で地域風景資産としての対象が特定できること
 - ・公開性があり、地域風景資産の価値を現場で確認することができること
 - ・プランに地域風景資産の価値が示されていること
- ・・・など

2. 地域の共感・共有があること

- ・一人ではなく、賛同する仲間がいること
 - ・選定されることについて所有者など関係者の了解があること
- ・・・など

3. 風景づくりにつながる アイデアがあること

- ・風景を守り、育て、つくっていくような活動のプランがあり、そのアイデアに実現性があること
 - ・「活動グループがあること」または「家族以外の活動仲間がいて、グループをつくる計画があること」
- ・・・など

4. コミュニティづくりに つながる可能性があること

- ・活動を通して、地域コミュニティに活動の輪が広がっていくことがプランに示されていること
- ・・・など

※区の事業に相容れない風景づくりプランは、受け取ることはできません。

※選定の条件の詳細については、推薦後の説明会でご案内していきます。

④ 風景づくり活動を進めよう

選定後は、地域の共感・共有を広げながら楽しく活動♪

地域風景資産に選定された後は、地域の共感・共有をじっくり広げながら、風景づくりプランで描いた将来像の実現に向けて、活動を進めていきましょう。

これまでに選定された地域風景資産での活動も、活動を進める上で大変参考になります。

互いに交流を深めながら、力を合わせて世田谷らしい風景を、地域風景資産からつくっていきましょう！



管理協定を結んで維持管理



花づくりや清掃活動



地域で将来像を考える
ワークショップの開催



地域の原風景の中、昔遊び



ホームページでの情報発信



並木の健康診断



ミニコミ誌の発行



地域の歴史を集め、伝える



俳句や短歌を飾って交流のきっかけに



見学会を開催



イベントでのPR



まち歩きの開催

活動を応援する取り組み いろいろ

区や区民が、地域風景資産に関する風景づくり活動の支援として、さまざまな取り組みを行っています。

まち歩きの実施

地域風景資産を中心にまち歩きを行い、現場で風景の魅力を感じ、活動している人々の話を聞くことを重ねています。

活動団体が
独自で行って
いるまち歩きも
たくさんあり
ます。



世田谷全図などへの掲載

地域風景資産をより多くの方に知っていただき、関心をもっていただくために、世田谷全図などへの掲載も行っています。



旬な情報の発信



活動紹介やイベント情報など、旬な情報の発信を行っています。

「風景づくり通信」区発行
…風景づくり検討会での
話題やイベント情報を掲
載しています。

交流の場づくり

活動を進める区民同士や区との交流・情報交換の場づくりが行われています。



さまざまな支援制度も活用できます

ここにあげたような、区などのさまざまな支援制度も、活動団体に積極的に活用されています。

風景づくり活動団体の登録（世田谷区風景づくり条例） 地域整備課

風景づくり活動を自主的に行っている活動団体を登録していきます。区では団体登録通知書を発行し、風景づくり活動団体がより社会的な責任をもって活動を活性化できるように支援していきます。

風景づくりアドバイザー（世田谷区風景づくり条例） 地域整備課

区民の自主的な風景づくり活動に、必要に応じて専門的知識を有する方を派遣します。

世田谷まちづくりファンド（勸世田谷トラストまちづくり）

これからまちづくりの第一歩を踏み出そうとしている活動に対して助成を行う「はじめの一歩部門」や「まちづくり活動部門」などが設けられています。活動グループ相互の情報交換や学習、ネットワーク形成の機会が提供されています。

「みどりと花いっぱい活動」協定 みどりとみず政策担当部

グループと区が協定を結び、グループは植付けや水やり、草取りなどの日常管理を行い、区が花苗・球根・花種・肥料・土壌改良材などを一定の基準内で春と秋の2回を限度に用意します。



地域風景資産についてもっと知りたい方は…

区役所で、販売・配布・閲覧などを行っている、地域風景資産についての資料をご紹介します。

◆地域風景資産選定 10 周年記念「風景づくり 10 年」



平成 24 年度は、地域風景資産の第 1 回選定が行われて、10 年目の年となります。地域風景資産の選定の 10 年間の成果とこれからの未来についてをまとめました。

風景づくり活動や、活動を進めたり風景を見つけるヒント、風景づくりの歴史など、盛りだくさんです。風景づくりを知り、活動を深める参考にお役立てください。

区政情報センターと各総合支所の区政情報コーナーにて、500 円で販売中です。

◆地域風景資産マップ



第 1 回・第 2 回地域風景資産の詳しい場所が分かるマップと、第 2 回地域風景資産の解説を掲載しています。

区政情報センターと各総合支所の区政情報コーナーにて、200 円で販売中です。

◆地域風景資産ガイドブック



第 1 回・第 2 回地域風景資産で行われている活動を紹介しています。地域風景資産の選定のあゆみも、掲載しています。

◆「街に出る。」シリーズ



1999 年から 2002 年にわたる地域風景資産のしくみづくりから第 1 回選定までの、区民と区の協働の軌跡を、詳細にまとめています。

区政情報センターにて、閲覧できます。

◆地域風景資産目録

各地域風景資産に関する詳細な情報を、地域整備課の窓口にて閲覧できます。

発行・問合せ

世田谷区地域整備課 都市デザイン担当

電話：03-5432-2039